

(訳)

国際証券コード体系 (ISIN)

国際規格 ISO 6166

第 5 版

序文

ISO(国際標準化機構)は、各国の標準化機関(ISO加盟機関)の世界的な連合体である。国際規格の作成作業は、通常はISOの専門委員会(Technical Committees)で行われる。専門委員会が設置されることとなった問題について興味を持つ加盟機関は、当該専門委員会に代表者を送る権利を有する。政府系、非政府系の別を問わず国際機関もISOと連絡を取りつつこの作業に参加する。

専門委員会により採択された国際規格案は、ISO理事会により国際規格として承認される前に、加盟機関による承認を受けるために加盟機関に回付される。

国際規格ISO6166は、専門委員会ISO/TC68(銀行業務及び関連金融サービス)により作成された。

本第5版は、第4版(ISO6166:1987)を破棄し、これにとって代わるものである。

すべての国際規格は、適時改正されるものであり、本文中に引用される他の国際規格は、特に断りのない限り最新版を意味する。

付表A、C及びDは規格の一部であり、Bは参考付表である。

はじめに

国際的な証券業務の急速な拡大に伴い、多国間で通用する国際証券コード(以下「ISIN」という。)の必要性が非常に高まっている。本国際規格の公表時点では、いかなる国際コード体系も存在していない。証券業務が高度に発達している多くの国では、コード番号により証券を識別しているが、そのコードは他の国では意味を持たない。換言すれば、同一の証券でも他の国で保有されたり、登録されれば異なる番号が付される。このため各国のコードは、国際間の取引には使用できない。

国際的に使用できるコード体系を導入すれば、その合理化効果により国際的な証券業務は更に発展するだろう。本国際規格はそのような体系を提供するものである。

本国際規格の作成にあたり、この分野において蓄積された有用な慣行、経験を取り入れ、また新しい体系を円滑に導入するため、可能な限り各国のコード体系を生かすよう配慮している。そのうえで、国際的に容易に適用できるコード体系を構築し、必要な情報が世界中のどこでも、直ちに得られるような情報網を確立することを、その目的とするものである。

現実には、本国際規格をすぐに実施できない利用者もいると思われるが、本国際規格の目的を達成するために、できる限り速やかに実施することを勧告する。

証券 国際証券コード体系 (ISIN)

1. 目的

本国際規格は、ISIN の統一的体系を規定するものである。本国際規格は、証券の取引と管理における利用を意図したものである。

2. 参照事項

国際規格 ISO3166, 国名表示のためのコード

3. 定義

本国際規格のため、次の定義を行う。

ISIN (国際証券コード): ある特定の証券の銘柄を他と区分して認識するコード

4. 原則

ISIN は以下の構成による。

a) 下記の表に従いアルファベット 2 けたの国名コードから成る接頭コード。

証券種類	接頭コード
債務証券以外の証券 (注 1) 預託証券及び当初債務証券と合わせて発行されたものでないワラント等、オプション、権利を含む。	発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国の ISO3166 に基づくアルファベット 2 けたの国名コード これら証券の発行者とは、それらの証券を発行した主体であり、それらの証券が権利の対象とする証券の発行者ではない。
債務証券 国際債務証券又はユーロ債務証券以外の証券 国際債務証券又はユーロ債務証券(2 か国以上からの幹事で成るような国際幹事団により、2 か国以上で同時に売り出される債務証券)で、 - 証券の発行時に全証券の預託が一国の中央証券預託機関(CSD)に行われる場合 - 証券の発行時に全証券の預託が一国の中央証券預託機関(CSD)に行われない場合 (注 2) 当初債務証券と合わせて発行されるワラン	主幹事の所属する国のアルファベット 2 けたの国名コード CSD のある国のアルファベット 2 けたの国名コード XS(国際的決済機関に割り当てられた接頭コード) 当該債務証券と同じ接頭コード

<p>ト、オプション、権利等を含む。 (注3) ストリップ・クーポン、ストリップ債、ワラント付社債、その他債務証券から生じるいかなる証券をも含む。</p>	<p>当該債務証券と同じ接頭コード</p>
---	-----------------------

b) 9けた(文字又は数字)から成る基本コード。現在の国内コードが9けたである国においては、現行のコードを使用する。国内コードが9けたよりも少ない国の場合にも現行のコードを使用するが、0をいくつか国内コードの前に挿入する。国内コードにチェック・ディジットがある場合には、9けたの範囲内で基本コードの一部とみなされる。

c) 付表Aに示されるモジュール10(ダブル・アッド・ダブル)方式により計算される1けたのチェック・ディジット。

5. ISIN 付番機関

5. 1 コード機関が存在する国の場合

コード機関が存在する国の場合には、その任にある機関が、上記第4項の原則に従い、かつ付表Dに示される資格に基づきISINを付番する。

コード機関が存在するが当該機関が付番を拒否した場合には、指定された代理機関が、当該機関に割り当てられた接頭コードを付しISINを付番する。

5. 2 コード機関が存在しない国の場合

コード機関が存在しない国の場合には、指定された代理機関が、ISINを付番する。付番機関の国名コードが付されることとなるような合意が二国間(例えば、モナコとフランス、アイルランドと英国)にないとき、代理機関によって付番されたISINの接頭コードは、上記第4項a)に従う。

5. 3 既設定のISIN/ISINの付番されていない既存の証券について

国際規格ISO6166のこれまでの版に従って付番された既設定のISINは、そのまま変更しない。ただし、まだISINが付番されていない既存の証券へのISINの付番は、最新の規格に基づいて行う。

5. 4 ISINの申請

ISIN付番の申請(付表C参照)は、その任にあるコード機関又は代理機関に提出することができる。既存の証券については証券関係者は誰でも申請できる。

新規の証券については主幹事

発行機関のみがISINの付番を申請できる。

主幹事/発行機関は、新規の証券を発行する前にISINの付番を申請するよう勧告する。

5. 5 情報の交換について

情報を全世界で利用可能とするために、コード機関は、ISIN に関する情報を相互に交換するべきである。

6. 登録機関

IEC/ISO 指令第一部付表Nの規定に従い、ISO 理事会は、国際コード機関協会 (ANNA S.C.) を本国際規格の登録機関として指定した。

7. 案内及び質問

本国際規格の実施及び ISIN 割当てに関する案内、質問及び各国コード機関と代理機関のリストの写しについては登録機関の事務局あてに行うことができる。

ISO6166 の登録機関

c/o ANNA S.C.

6, avenue de

Schiphol,

B-1140 Brussels

Belgium

8. 例

付表B 参照

付表A (規範) モジュール 10 (ダブル-アッド-ダブル) 方式によるチェック・ディジットの計算式 (省略)

付表B (参考)(I S I N の) 付番例 (省略)

付表C (規範)(I S I N 付番申請に必要な) 最小限の情報

以下は、コード機関に I S I N の付番を申請するに当たり、提供すべき最小限の情報である。

- 証券の名称と種類 (クラス、額面金額を含む。)
- 発行者の名称と住所
- (債務証券については) 引受主幹事又は幹事団の名称と住所
- (ユーロ又は国際債務証券については) 中央証券預託機関の名称と国名
- 利率、償還日、利払日
- 概要
- 通貨
- サービス番号又は記号

付番申請は、それぞれの国の証券コード機関の規定に従って行われる。

付表D（規範）コード機関の付番資格の範囲

証券の種類	付番機関（代理機関）
<p>A. 債務証券以外の証券</p> <p>1) 株式、優先株式、預託証券、インベストメント・ファンド、ミューチュアル・ファンド、債務証券に付与されていないワラント、権利、オプション</p>	<p>発行体の国のコード機関</p>
<p>B. 債務証券 (債務証券 (1) / マネー・マーケットの証券 (2) / その他 (3))</p> <p>1) 国内証券 ・国内の発行体 ・国内又は外国の通貨 ・国内での募集（引受幹事団）(4)</p>	<p>主幹事の属する国のコード機関</p>
<p>2) 外国証券 ・外国の発行体 ・国内又は外国の通貨 ・国内での募集（引受幹事団）(4)</p>	<p>主幹事の属する国のコード機関</p>
<p>3) 国際的証券 / ユーロ証券 ・国内又は外国の発行体 ・内国又は外国の通貨 ・国際的な募集（引受幹事団）(4)</p> <p>証券の発行時に、全証券の預託が一国の中央証券預託機関（CSD）に行われる場合</p> <p>証券の発行時に、全証券の預託が一国の中央証券預託機関（CSD）に行われない場合</p>	<p>CSDのある国のコード機関</p> <p>国際的決済機関</p> <p>セデル / ユーロクリア</p>

(1) 債務証券：普通債；変動利付債；ゼロクーポン債；オプション、権利又はワラント付きの債券；転換又は交換可能な債券

(2) 金融関係の証券：手形；コマーシャルペーパー；CD；BA等

(3) その他：CATS, TIGR's, GATOR's, STRIPS, DINGO's, ZEBRAS, STAGS, TR's, TBR's, SENTINELS, ストリップト・クーポン（利札）、ストリップ債（元本）等

(4) 債務証券は国際的な（2か国以上の幹事による）引受幹事団によって、同時に2か国以上で募集、引受けされることがあり（国際的ユーロ市場での募集）、また貸出国の引受幹事団によって、1か国のみで募集されることがある（国内での募集）。